

岩手県告示第 483 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所、薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
有限会社菅薬局本店	盛岡市みたけ四丁目 14 番 1 号	平成 19 年 3 月 31 日
ホソタ調剤薬局	久慈市十八日町二丁目 12 番地	平成 19 年 4 月 14 日
しらゆり薬局	八幡平市田頭第 37 地割 103 番地 6	平成 19 年 3 月 31 日
松誠会滝沢駅前診療所	岩手郡滝沢村滝沢字野沢 62 番地 1017	平成 19 年 4 月 1 日